

産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第33号

産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和33年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(<u>育児短時間勤務職員等の産業教育手当の月額</u>の端数計算)</p> <p>第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する<u>育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）</u>及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、第1条の規定による産業教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。</p> | <p>(再任用短時間勤務職員<u>の産業教育手当の月額</u>の端数計算)</p> <p>第6条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、第1条の規定による産業教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。</p> |

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。